九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

行刑における社会との同化原則の意義

大谷，彬矩

https://doi.org/10.15017/1806797

出版情報：九州大学，2016，博士（法学），課程博士
バージョン：
権利関係：全文ファイル公表済

（様式３）

氏　　名　：大谷　彬矩

論 文 名　：行刑における社会との同化原則の意義

区　　分　：甲

論　文　内　容　の　要　旨

今日の日本の行刑には 2 つの問題がある。2006 年の監獄法改正を経て、なお受刑者の自由や人権を広範に制限する実務が横行しているという問題と、受刑者に対して強制的に義務付けられる矯正処遇の内容を処遇法で規定することで、自由刑の膨満化をもたらす見解が現実味を帯びているという 2 つの問題である。これらは、自由刑が身体の拘束に尽きるものであるとする自由刑純化論からすると、決して望ましい傾向ではない。そこで、近時の国際準則や欧州地域の人権文書において確かな地位を確立した「同化原則」に解決の糸口を求めることにした。同化原則とは、「行刑における生活は、社会の生活状態にできる限り同化されるものとする」ことを求める原則のことであり、ドイツ行刑法では法律全体の指針となる原則として定められている。論文では、同化原則に代表される、受刑者の生活水準をいかなるものとして構成するべきかに関する様々な思想を取り上げ、わが国の行刑における問題点に対する解決策と目指すべき方向性を提示することを目的としている。

「日本型行刑」と呼ばれるわが国独自の伝統的な刑務所運用方法は、諸外国と比較して職員一人当たりの受け持ち受刑者数の割合が高いにも関わらず、保安事故が極めて少ないことから、むしろ肯定的な評価をされる向きがある。そこで、議論の前提として、日本行刑は果たして優れていると評価できるのか現状分析を行った。受刑者・職員に対する調査、刑事施設視察委員会制度に基づく公表資料からは、現在の施設生活は苦痛を強いる状態であること、段階的な処遇制度（特に優遇措置）が生活水準向上の障害となっていること等が明らかである。また、統計資料の分析から、近年の高齢受刑者の増加が刑務所内の高齢者の構成比を飛躍的に高め、その結果、実施される処遇にも変容を迫っていることを示した。

これらの現状と今後の予想される変化に対して、指針となる尺度としてどのようなものが適切か考察を行っている。矯正行政において長らく影響力を行使してきた劣等原則や、わが国の行刑における受刑者の生活水準の向上に対して積極的な役割を果たしてきた「行刑の社会化」概念等を比較、検討した結果、「地域社会における生活の積極的側面」への同化を求める同化原則に依拠するべきことを主張する。また、同化原則を指針として目指されるべき生活水準を明確にするために、刑務所の「環境」、「管理体制」、「処遇」の 3 つの指標を基に類型化し、すべてにおいてプラスの評価となる援助・支援型の生活水準を志向するべきことを提示している。

このような目的意識から、鍵となる同化原則のさらなる究明のため、実際に行刑法に規定したドイツにおける原則形成の史的展開を追っている。その萌芽はワイマール共和国の時代の合理的な処遇追求の中で現れ、再社会化のための実験的な「段階行刑」によっても実現を図られていた。その後の統一的行刑法制定過程において、同化原則は確固とした形式を得たものの、その理念としてのインパクトとは裏腹に、実務上の限界や様々な制約から、実質的な原則であることに対して生成の

瞬間から疑念が提起されていた。2000年代に入ってからの連邦制度改革により、ドイツにおける各州がそれぞれ独自の行刑法を立法するようになってからは、その内容にも変化が見られる。そこで、同化原則の展開場面に目を向けると、その内容には些末的、副次的なものが多いことや、再社会化のための「訓練」の性質を有するために、地域社会の「積極的な側面」とは対照的な傾向も見られるなど課題もある一方、原則を根拠の一つとして作業の義務付けを排除する州が現れるなど、従来の行刑の構造を変革するほどの影響力を発揮しつつあることを示した。

このような性質を有する同化原則を、わが国にも受容するために、刑罰論、処遇論及び行政裁量論の見地から理論的検討を行った。中でも、行刑を国の積極的援助活動として把握し、受刑者の権利として具体化する方向性が支援・援助型の行刑にとって有益であり、同化原則は社会復帰権の保障内容を決する際に有用となることや、憲法論を媒介に、受刑者には一層の手続保障を必要とする視座は、社会との同化原則にとっても必要となる観点であることを指摘した。さらに、日本行刑において同化原則と同様の帰結をもたらした近時の選挙権に関する判例を題材に、平等の観点が同化原則の代替的役割を果たすか否かについて補足的検討を行い、現状では不十分であることを示した。

以上の検討を踏まえ、今後のわが国の行刑に汎用可能な尺度として同化原則の定立が必要であると結論づけた。その上で、原則がいかなる性質を有しているべきかについての私見と、そのような性質を有する同化原則を行刑に定着させていくために必要なことについての展望を示している。